

## 行政財産の使用許可に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、行政財産の使用許可(以下「使用許可」という。)に関する浜松市行政財産の目的外使用許可に関する使用料条例(昭和39年条例第34号。以下「条例」という。)及び浜松市公有財産管理規則(昭和39年規則第30号。以下「規則」という。)の施行について必要な事項を定める。

(使用許可の範囲等)

第2条 使用許可をすることができる範囲は、次の各号の一に該当するときに限るものとする。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用又は公共用に供するため使用するとき。
- (2) 市の指導監督を受け、市の事務及び事業を補佐又は代行(公の施設における指定管理者による管理を含む。以下同じ。)する者が、当該補佐又は代行する事務及び事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 運輸、電気、水道、ガス事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。
- (4) 公の施設の利用者の便宜又は職員の福利厚生のために食堂、売店等を経営させ、又は指定金融機関等に現金自動預金支払機等を設置させるとき。
- (5) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。
- (6) 学術調査研究、公の施設等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる講演会、研究会等の用途に短期間使用させるとき。
- (7) 不特定多数の者を対象とした産業振興、地域活性化を主な目的とする事業の用途に短期間使用させるとき
- (8) 職員の健康管理を図るため設置する健康保険組合又は共済組合等の事務の用に供するため使用させるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、市がその事務及び事業を遂行するため施設を提供するものであるから使用許可の対象としない。

- (1) 庁舎等に派遣される指定金融機関等の執務場所。ただし、一般銀行業務が併せて営まれている場合は、総体をもって使用許可を必要とする。
- (2) 市政記者室
- (3) 市が業務を補佐又は代行させた場合における当該業務の執行場所。この場合、契約書に市が当該業務の受託者に対して当該施設を提供することを明記しなければならない。ただし、市が委託した業務以外の業務が併せて営まれている場合は、総体をもって使用許可を必要とする。
- (4) 公衆電話委託契約による電話の設置場所

(5) 市の要請による郵便差出箱又は公衆電話所の設置場所

(行政財産使用許可申請書の添付書類)

第3条 規則第9条第1項の規定により行政財産使用許可申請書を提出させるときは、次の各号に掲げる書類を添付させなければならない。ただし、当該申請書により使用物件及び使用目的等が明確に判断できる場合は、その一部を省略することができる。

(1) 位置図

(2) 平面図

(3) 求積図(使用面積がわかるもの。なお、専用車両があれば駐車場を使用面積に算入する。)

(4) 構造図(設置する構造物がわかるもの)

(5) その他使用目的等を明らかにする書類

(標準処理期間)

第4条 行政財産使用許可申請書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内に申請に係る行政財産の使用を許可するか否かの決定をするものとする。

(使用期間)

第5条 使用許可の期間(以下「使用期間」という。)は、1年以内とする。ただし、電柱、地下埋設物、架空の工作物等(以下「電柱等」という。)を設置する場合は、3年以内とする。なお、特に必要があると認められるときは、これらの期間より長い期間とすることができる。

2 前項に規定する使用期間は、更新をすることができる。

3 年度途中において使用許可をする場合で、使用期間を更新することが予想されるときは、使用期間は3月31日までとする。ただし、使用期間が3年以内の場合で、使用期間を更新することが予想されるときは、使用期間は3年を超えない3月31日までとする。

(使用許可の取り消し)

第6条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 市において使用許可をした物件を、公用又は公共の用に供する必要があるとき。

(2) 使用者が、許可の条件に違反する行為があると認められるとき。

2 前項第1号の規定により使用許可を取り消す場合は、その3月前までに使用者に通知するように努めなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情があるときはこの限りでない。

(使用料の算定)

第7条 条例第2条第1項第1号に規定する「当該土地について市長が定める単位面積当たりの価額」は、使用を始める日(使用する日)の属する年度の前年分の1平方メートル当たりの相続税課税標準価格(相続税財産評価に関する基本通達(昭和39年4月25日付直資56直審(資)17国税庁長官通達)の規定に基づく路線価方式又は倍率

方式によって算定された価格をいう。)とする。

- 2 前項の規定に係わらず、使用期間が一時的で使用目的が臨時的な場合の単位面積当たりの価額は、使用を始める日(使用する日)の属する年度の前年分の路線価又は1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額とすることができる。
- 3 条例第2条第1項第2号に規定する「当該建物について市長が定める単位面積当たりの価額」は、建物の再調達価額から経過年数による償却額を控除した額とする。
- 4 前3項の規定により算定した単位面積当たりの価格に特によりがたいときは、市長の承認を得て、別に単位面積当たりの価格を定めることができる。
- 5 条例第2条第2項に規定する電柱等を設置する場合の使用料は、次に掲げる区分により算定する。
  - (1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が電柱等を設置する場合は、電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に規定する額に相当する額とする。
  - (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者が電柱等を設置する場合は、前号と同様の取扱いとする。
  - (3) 前2号に規定するもの以外の場合の使用料は、浜松市道路占用料徴収条例(昭和28年条例第49号)別表に規定する額に相当する額とする。
- 6 使用期間が1年に満たない場合の使用料は、次に掲げる区分により計算する。
  - (1) 条例第2条第1項の規定により使用料を算定する場合は、同項の規定により算出した年額を日割りで計算する。この場合において、1年は365日とする。(閏年<sup>じゅん</sup>のときも同じ。)
  - (2) 条例第2条第2項の規定により使用料を算定する場合は、同項の規定により算出した金額が年額であるときは、月割り計算とする。この場合において、使用期間が1月未満のとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは当該1月未満の期間又は1月未満の端数は1月として計算する。
- 7 使用面積及び使用料の端数は、次のとおり処理する。
  - (1) 使用面積は水平投影面積(上から見て影になる面積)で計算し、小数点第2位未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 使用料に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- 8 消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、次のとおり処理する。
  - (1) 建物(住居部分を除く。)の使用許可にあっては、当該建物とこれに係る土地の使用料は消費税を徴収する。
  - (2) 土地の使用許可にあっては、消費税は徴収しない。ただし、使用期間が1月未満の場合は消費税を徴収する。(使用料の徴収の特例)

第8条 条例第3条ただし書に規定する市長において特別な理由があると認めて使用料を

前納しないことができるものは、おおむね次のとおりとする。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体から徴収する使用料
  - (2) 食堂、売店の使用料
  - (3) その他前納させることが適当でない認められるとき。
- (使用料の減免)

第9条 条例第4条の規定により、使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 学術調査研究、公の施設等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる講演会、研究会等の用途に短期間使用させるとき。
- (2) 不特定多数の者を対象とした産業振興、地域活性化を主な目的とする非営利事業の用途に短期間使用させるとき。
- (3) 使用許可を受けた者が、地震、水害火災等の災害のため、当該財産を使用の目的に供しがたいと認められるとき。
- (4) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。
- (5) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、次の用に供させるとき。  
災害対策の施設及び訓練  
わずかの部分を使用する交通安全、防犯、テレビ難視聴（人工的な原因は除く）  
対策の施設、三角点・電子基準点の施設、ごみ及び資源物集積の施設  
地域住民の親睦、健康増進を図ることを目的とする短期間の事業
- (6) 市の指導監督を受け、市の事務及び事業を補佐又は代行する者が、当該補佐又は代行する事務及び事業の用に供するため使用するとき。なお、市の事務及び事業を補佐又は代行する者が自主事業を実施する場合であっても、主として公益の業を行うことを目的として設立されたものが、設立目的に従った本来の事業の用に供するため使用させるときも含む。
- (7) 学校の売店等の施設の用に供させるとき。
- (8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条に規定する厚生制度の用に供するため使用させるとき。
- (9) 地方公務員法第43条第1項に規定する共済制度の用に供するため使用させるとき。
- (10) 専ら本市の事業に供するため設置された電柱等、その他これらに類する施設の用に供するため使用させるとき。

2 条例第4条の規定により、使用料の1/2を限度として減額することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用又は公共用に供するため使用するとき。ただし、前項及び第3項に該当するものは除く。
- (2) 公の施設の利用者の便宜のために食堂、売店等の施設の用に供させるとき。ただし、自動販売機等は除く。

(3) 公の施設の利用者等の便宜のために運輸、通信事業その他の公益事業の用に供させるとき。

3 条例第4条の規定により、使用料を特に減免することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 職員の福利厚生を増進を図るため、特に必要があると認められるとき。

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条に規定する職員団体及び労働組合法（昭和24年法律第174号）第11条第1項に規定する労働組合の用に供させるとき。

(3) 公益社団法人又は公益財団法人が運営する看護専門学校、歯科衛生士専門学校及び医薬品情報管理センター、その他これらに類する用に供させるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

4 減免の取扱いについては次のことに留意しなければならない。

(1) 使用料は原則有償であり、前3項の規定により当然減免すべきものではないのでこの適用には特に慎重を期さなければならない。

(2) 減免は、使用者と使用目的との両方の事情を勘案して決定しなければならない。

(3) 使用料の減免を行っている使用許可の更新を行うときは、当該使用許可に係る使用料を減免すべきか否かを再度検討しなければならない。

(4) 使用料を減免しようとするときは、減免の必要性を詳細に記載した減免申請書を徴さなければならない。

（使用料の還付）

第9条の2 条例第5条の規定により、還付する使用料の計算は、第7条第6項の規定を準用する。

（使用料の督促等）

第10条 行政財産の使用料を市長が定める納付期日までに納めない者に対する延滞金の徴収及び督促については、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例（昭和33年浜松市条例第5号）及び浜松市債権管理条例施行規則（平成19年浜松市規則第133号）に定めるところによる。

（光熱水費等の負担）

第11条 行政財産を使用する場合、通常生ずる維持管理の費用並びにそれに附帯する電話、電気、ガス及び水道等の光熱水費（以下「光熱水費等」という。）は使用者の負担とする。

2 光熱水費等の算定方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用者に負担させる光熱水費等の額は、計量器等により金額が算出できるときは当該金額により、その他の場合は使用者の使用比率、使用人員等を勘案して決定すること。

(2) 前号の規定にかかわらず、自動販売機等の設置に係る電気料の額については、次の

算式により算定すること。

ア 個別メーターを設置している場合

月額電気料 = (電力量単価 + 燃料費調整単価 + その他賦課金単価等〔税込〕) × 個別メーターの数値により算出する月間消費電力量

イ 個別メーターを設置していない場合

月額電気料 = (電力量単価 + 燃料費調整単価 + その他賦課金単価等〔税込〕) × 消費電力量 ( ) × 1日の使用時間 × 1月の稼働日数

自動販売機に添付された仕様による定格消費電力

(3) 現金自動預金支払機の電気料は、計量器による消費電力量により実費とすること。

3 光熱水費を負担させる方法は、市が使用者から徴収してそれらの供給者に支払うか又は使用者が直接それらの供給者に支払わせるかのいずれかの方法で行う。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、光熱水費を市の負担とすることができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用又は公共用に供するため使用するとき。

(2) その他公益上、特にやむを得ないと市長が認めるとき。

5 第1項に規定する光熱水費等を市長が定める納付期日までに納めない者に対する遅延損害金の徴収及び督促については、前条の規定を準用する。

(他の課の事業の用に使用させる場合)

第12条 行政財産に係る事務又は事業を所管する課(課に準ずるものを含む。以下同じ。)の長(特別の事情があると市長が認める場合にあっては、市長が別に定める者。以下「主管の長」という。)は、次に掲げる場合で特にやむを得ないと認めるときは、その管理する行政財産を他の課の事業の用に使用承認(以下「使用承認」という。)することができる。なお、この場合は規則第9条の規定に係らず、次の第2項から第5項までのとおりとする。

ア 使用期間が一時的又は使用目的が臨時的であるとき。

イ わずかな部分を使用させる場合で、当該部分を所属替及び用途変更区分することが困難又は不適當であるとき。

2 主管の長は、行政財産を使用しようとする課があるときは、当該課の長から行政財産使用承認申請書を提出させることとし、当該申請書には第3条に規定する書類を添付させることとする。

3 主管の長は行政財産使用承認申請書の提出があった場合はこれを審査し、適当と認めるときは行政財産使用承認書を交付することとする。

4 使用承認の期間は、3年以内とする。ただし、特に必要があると認められるときはこの限りではない。

5 前項に規定する使用承認の期間は、更新することができる。

(使用許可の回議書)

第13条 使用許可の回議書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 使用者(法人の場合は、名称及び代表者名)
- (2) 使用物件
- (3) 使用目的
- (4) 使用期間
- (5) 使用許可する理由
- (6) 使用料の算定方法(減免する場合も算定すること)
- (7) 使用料(減免する場合はその理由と減免した額)
- (8) 使用料の納入期限及び納入方法(前納しない場合はその理由)
- (9) 光熱水費等の算定及び納入方法(市の負担とする場合はその理由)

(合議)

第14条 規則第9条第2項に規定する合議事項及び合議先は別表のとおりとする。

(様式)

第15条 この要領の施行に必要な様式は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に使用許可を受けている者の使用許可に係る第5及び第7の適用については、なお従前の例による。ただし、第5ただし書きの規定により期限を定めないものは除く。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第40条第1項又は第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものを除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第9条第3項第3号の規定を適用する。

附 則

この要領は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に使用許可を受けている者の使用許可に係る第9条の適用については、なお従前の例による。ただし、第5条ただし書きの規定により期限を定めないものは除く。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年2月13日から施行する。ただし、第10条及び第11条第5項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度予算に係るものはこの要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。



別表（第14条関係）

合議事項・合議先	本庁組織		区役所組織			関係条項
	財務部長 合議	庁舎・資産 管理担当 課長合議	財務部長 合議	庁舎・資産 管理担当課 長合議	区振興 課長合議	
(1) 行政財産を新規に使用許可しようとするとき又は前年度に使用許可しているもので、内容の変更（期間短縮及び相続税課税標準価格等の改定に伴う使用料の変更を除く。）を伴う使用許可をしようとするとき（ただし、電柱等を除く。）						-
(2) (1)以外のもののうち、次に掲げるもの						
国、他の地方公共団体に対して使用許可する場合（ただし、軽易なものを除く。）						第2条第1項第1号
市長が特に使用許可することを必要と認める場合						第2条第1項第9号
使用料の算定にあたり、市長の承認を得て、既定の算定方法と別に価格を定める場合						第7条第4項
使用料を特に減免する場合	職員の福利厚生を増進を図る					第9条第3項第1号
	職員団体及び労働組合の用に供させる					第9条第3項第2号
	公益社団法人等が運営する看護専門学校、歯科衛生士専門学校、医薬品情報管理センター、その他類する用に供させる					第9条第3項第3号
	市長が特に減免することを必要と認めるとき					第9条第3項第4号
使用料を前納させない場合（ただし、国、他の地方公共団体その他公共的団体から徴収する使用料及び食堂、売店の使用料を除く）						第8条第3号
光熱水費等を市が負担する場合（ただし、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用又は公共用に供するため使用するときを除く。）						第11条第4項第2号

